

平成24年(ワ)第227号 移送申立却下決定に対する即時抗告事件

(原審・東京簡易裁判所平成24年(ワ)第600449号)

(基本事件・東京簡易裁判所平成24年(ハ)第332189号 貸金請求事件)

決 定

大阪市

抗 告 人 (被 告)

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

大阪市中央区北浜4丁目4番12号

相 手 方 (原 告)

同 代 表 者 代 表 取 締 役

新 宅 正 人

株 式 会 社 日 本 保 証

藤 原 治

主 文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 本件訴訟（基本事件）を大阪簡易裁判所に移送する。

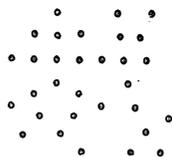
理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

申立ての趣旨及び理由は、別紙抗告状（写し）記載のとおりであり、移送申立てを却下した原決定を取り消した上、民事訴訟法16条1項の規定に基づいて本件訴訟（基本事件）を大阪簡易裁判所に移送するよう求めるというものである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件訴訟（基本事件）は、相手方が、株式会社武富士（以下「武富士」という。）の更生計画に基づく会社分割により、武富士から、抗告人との間の基本契約に基づく金銭消費貸借取引に係る貸金返還請求権を承継したとして、抗告人に対し、貸金元金46万8933円並びに平成24年9月30日時点の確定遅延損害金60万2755円及び上記貸金元金に対する同年10月1日から

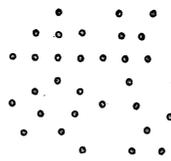


支払済みまで年26.28パーセントの割合による約定遅延損害金の支払を求める事案である。

原告人は、東京簡易裁判所には本件訴訟の管轄がないとして、民事訴訟法16条1項に基づき、本件訴訟を大阪簡易裁判所に移送する旨の決定を申し立てたが、原審がその申立てを却下したことから、これを不服として本件抗告をした。

2 そこで検討するに、一件記録によれば、原告人は、平成16年3月24日、武富士との間で、金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結したこと（甲1）、本件基本契約に係るカード会員規約第1章第23条には、「会員は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、借入地および当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。」と定められていること（甲2。以下「本件合意管轄条項」という。）、本件基本契約締結当時の武富士の本社所在地は東京都新宿区内にあったこと、相手方は、武富士の更生計画に基づく会社分割により本件基本契約上の地位を含む消費者金融事業を承継したこと、原告人の住所地及び相手方の本店所在地はいずれも大阪市内にあることがそれぞれ認められる。

本件合意管轄条項は、上記のとおり、武富士と原告人との間で締結された本件基本契約に係るカード会員規約において定められているところ、同規約第1章第1条において、「株式会社武富士（以下「当社」という）」と定められていることからすると、本件合意管轄条項における「当社の本社所在地」との文言が、少なくとも契約締結当時においては、武富士の本社所在地を指していたことは文理上明らかである。もっとも、武富士において、合意管轄地を本件基本契約締結当時の本社所在地に固定する意思であれば、カード会員規約において、当時の本社所在地を管轄する東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする旨明記するのが自然であるところ、かかる定め方をしていない



ことに鑑みると、武富士としては、合意管轄地を契約締結当時の本社所在地に固定するのではなく、契約締結後に本社の異動が生じた場合には異動後の本社所在地を合意管轄地とする意思であったことが推認される。そうすると、本件合意管轄条項における「当社の本社所在地」とは、訴え提起時における武富士又はその包括承継人の本社所在地を指す趣旨であると解するのが相当である。

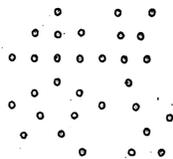
相手方は、武富士の更生計画に基づく会社分割により本件基本契約上の地位を含む消費者金融事業を承継したから、本件合意管轄条項の効力は相手方に及ぶところ、本件訴訟の訴え提起時における相手方の本店所在地は大阪市内にあるのであって、東京簡易裁判所は、本件合意管轄条項における「当社の本社所在地を管轄する裁判所」には当たらない。また、原告人の住所地は大阪市内にあるから、東京簡易裁判所は、「会員の住所地を管轄する裁判所」にも当たらず、東京簡易裁判所の管轄地内に借入地があることについての疎明はないから、「借入地を管轄する裁判所」にも当たらない。結局、東京簡易裁判所には、本件合意管轄条項に基づく合意管轄は認められないと言わざるを得ない。

さらに、原告たる相手方の本店所在地及び被告たる原告人の住所地はいずれも大阪市内にあるから、東京簡易裁判所に法定の管轄原因を認めることもできない。

以上の次第であるから、本件訴訟は、東京簡易裁判所の管轄に属しないというほかなく、民事訴訟法16条1項に基づく移送申立てには理由がある。

なお、大阪簡易裁判所には、本件合意管轄条項に基づく合意管轄が認められるほか、原告人の住所地及び相手方の本店所在地はいずれも大阪市内にあることから、被告の普通裁判籍及び義務履行地といった法定の管轄原因もあるのであり、大阪簡易裁判所で本件訴訟を審理することは、当事者間の衡平にも適うというべきである。

3 よって、原告人の本件移送の申立てを却下した原決定は相当でないからこれ



を取り消し，本件訴訟を大阪簡易裁判所に移送することとし，主文のとおり決定する。

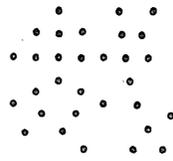
平成24年12月28日

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 都 築 政 則

裁判官 川 崎 聡 子

裁判官 齊 藤 隆 広



抗 告 状

平成24年11月13日

東京地方裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 新 宅 正 人



当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

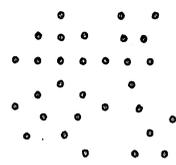
上記当事者間の東京簡易裁判所平成24年(ハ)第332189号貸金請求事件を基本事件とする平成24年(サ)第600449号移送申立事件につき、同裁判所がなした後記決定は不服であるから、即時抗告を提起する。

第1 原決定の表示

主文 本件移送の申立てを却下する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 基本事件を大阪簡易裁判所に移送する。
- 3 抗告費用は相手方の負担とする。



第3 抗告の理由

1 原決定は、抗告人と相手方（武富士から会社分割により契約上の地位を包括承継）との間で締結された金銭消費貸借契約にかかるカード会員規約1章23条に定める管轄合意である「会員の住所地、借入地及び当社の本社所在地を管轄する裁判所」のうち、「当社の本社所在地」（以下、管轄合意のうち、「当社の本社所在地」に基づく管轄の合意を「本件管轄合意」という。）とは、契約締結当時の株式会社武富士の本社所在地である東京都新宿区を指すから、東京簡易裁判所に管轄があるとし、管轄違いに基づく移送申立てを却下した。

しかし、原決定は、本件管轄合意の解釈を誤ったものがある。

2 管轄の合意は、訴訟追行の便宜や当事者の利益を考慮して当事者が定めるものである。

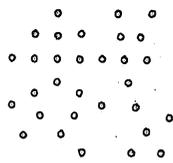
本店所在地や住所地を管轄地とする場合の当事者の意思は、当事者間に紛争が生起して訴えを提起することが必要となった際に、最も訴訟追行に便宜である提訴時点における本店所在地や住所地を管轄地とするものであり、本件における抗告人と相手方との意思もこのとおりであった。

3 仮に、相手方が契約締結時の本店所在地を合意管轄地とする意思であったのであれば、カード会員規約で東京簡易裁判所又は東京地方裁判所と定めれば足る。相手方がこのような定めをしなかったのは、相手方に東京簡易裁判所又は東京地裁に管轄を固定する意思はなく、後の本店の異動に備えて管轄を定めようとしたためである。

4 また、相手方は、会社分割によって武富士の契約上の地位を包括承継したものであるから、本件管轄合意における「当社の」とは、相手方のことを指す。

5 したがって、「当社の本社所在地」とは、基本事件の訴え提起時における相手方の本店所在地であり、相手方の本店所在地は大阪府中央区内であるから、本件管轄合意による管轄は大阪簡易裁判所にある。

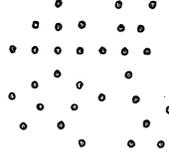
東京簡易裁判所には、民事訴訟法の管轄規定及び抗告人と相手方との間のそ



の余の管轄合意によっても、管轄は生じない。

- 6 よって、管轄違いに基づく移送申立てを却下した原決定は、本件管轄合意の解釈を誤ったものあることから、これを取消しの上、本件管轄合意に基づき、大阪簡易裁判所への移送を求めるものである。

以上



当事者目録

〒

大阪府大阪市

抗告人（申立人・原告）

〒541-0041

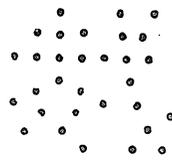
大阪市中央区北浜2丁目1番3号 北浜清友会館9階

抗告人代理人 新宅正人

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜4丁目4番12号

相手方（被告） 株式会社日本保証
代表者代表取締役 藤原治



これは謄本である。

平成25年1月4日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 合田智史

